	N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝57.80×｛（z－y）／y｝×（1／9）＋0.94 ｛（z－y）／y｝×（1／9）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ［略］ z　令和元年度から令和３年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［８～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［２～５　略］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.659 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［略］
市町村	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.652 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。） 算式Ⅸ N＝53.33×｛（z－y）／y｝×（1／8）＋0.85 ｛（z－y）／y｝×（1／8）に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅸの符号 ［同左］ z　平成30年度から令和２年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［８～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［２～５　同上］

６　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.691 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 ［同左］
市町村	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.688 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。